

東かがわ市告示第 8 号

令和 5 年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 29 日

東かがわ市長 上村 一郎

令和 5 年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担を軽減し、生活を支援するため、臨時的な措置として実施する、令和 5 年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金（以下「本給付金」という。）の支給について、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第 2 条 市長は、この要綱の定めるところにより、本給付金を支給する。

2 本給付金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）令和 5 年 12 月 1 日（以下「本給付金基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（本給付金基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、本給付金基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、本給付金基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）。ただし、令和 5 年 1 月 2 日以降に日本国外から入国した者を世帯主とする世帯を除く。

（2）本給付金基準日において同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 5 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯のうち、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。ただし、当該世帯主が本給付金基準日以降に死亡した場合において他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者）とする。

3 前項の規定にかかわらず、租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税所得割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

4 第 2 項の規定に定めるもののほか、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している場合その他やむを得ない理由がある場合で第 2 項に規定する支給対象者に準ずるもの

と市長が認めるときは、支給の対象とすることができる。

(支給額)

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、次の各号に該当する額とする。

- (1) 令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和5年東かがわ市告示第77号）に基づいて支給された給付金（以下「住民税非課税世帯等給付金」という。）の支給対象者は、1世帯当たり7万円（以下「基準給付金（7万円）」という。）とする。
- (2) 前条第2項に規定する支給対象者（前号に規定する支給対象者を除く。）は、基準給付金（7万円）に3万円（以下「追加給付金（3万円）」という。）を加算した額（1世帯当たり10万円）とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯給付金と同様の趣旨の給付金（3万円）を既に受給した者を含む世帯は、基準給付金（7万円）のみとする。
- (3) 第1号に規定する支給対象者のうち、住民税非課税世帯等給付金の申請が行われなかった者へは、支給対象者からの申請により追加給付金（3万円）を給付する。

(支給の方式)

第4条 本給付金の支給の方式については、次に掲げる方法とする。

- (1) 住民税非課税世帯等給付金の支給対象者で令和5年6月1日時点（以下「住民税非課税世帯等給付金基準日」という。）の世帯構成と本給付金基準日の世帯構成に変更がない支給対象者に対して基準給付金（7万円）の支給案内を行い、受給の意思を確認したうえで、基準給付金（7万円）の支給を決定する。この場合において、支給対象者が支給を希望しないときは、住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金受給拒否の届出書（様式第1号）を届け出るものとする。ただし、世帯構成に変更がある支給対象者については、令和5年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金支給要件確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）の提出により行う。
 - (2) 追加給付金（3万円）の申請は、東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金（3万円）申請書（請求書）（12月1日基準日で新たに給付対象となった世帯）（様式第3号）又は東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金（3万円）申請書（請求書）（未申請世帯）（様式第4号）（以下「申請書」という。）の提出により行う。
- 2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
- (1) 住民税非課税世帯等給付金支給口座振込方式 住民税非課税世帯等給付金振込時に指定していた支給口座に振り込む方式

- (2) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (4) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送等により市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、本給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(申請期限)

第5条 本給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)の提出期限は、令和6年3月29日とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定により確認書等を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第7条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の提出期限までに第4条の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月29日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金 受給拒否の届出書

市受付印

東かがわ市長 殿

1. 私は、「住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し

郵便番号
住所
氏名
カスタマーバーコード
連番

発行日 令和6年 月 日

東かがわ市長 上村 一郎



令和5年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金支給要件確認書

住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況（令和4年1月から同年12月までの収入）に基づき、支給対象者に該当している可能性がありますので、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の受給希望の有無を記入のうえ、令和 年 月 日（必着）までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	振込通知にてご確認ください
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	70,000円

■受給希望の有無

●①～③全てにチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

※④にチェックがある場合、給付金が受け取れません。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に✓を付け、署名してください。）

<input type="checkbox"/> ① 世帯の中に、令和5年度住民税所得割が課税された者はいません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/> ③ 本市以外で、同様の低所得者向け給付金の支給を受けた者はいません。

●給付金の受給を辞退される場合は、④にチェックを付け確認書をご返送ください。

<input type="checkbox"/> ④ 私の世帯は給付金を受給しません。

※租税条約による住民税所得割の免除の適用を受けている場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----------	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で、記載口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、表面の支給口座欄が空欄の場合には、下記の欄に記入してください。

※通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

表面に記載された支給口座に代えて（又は表面記載箇所の支給口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。

当市の市税等の引落とし、児童手当等の支給に現に使用している口座又は公金受取口座として登録済の口座であって、世帯主（申請者）名義のもの。この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。（この場合、通帳等の写しは不要）

市税等の引落口座 児童手当等の受給口座 公金受取口座 （希望する場合はいずれか1つを)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信濃連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		


※上記に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関で口座が開設できないなどの理由で、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、直接お問い合わせください。

代理人が確認する場合には、下記の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記、④にチェックを付け確認書をご返送ください。			日中に連絡可能な電話番号 ()	
臨時特別給付金の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給		を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		署名（又は記名押印） 世帯主氏名 (印)

<p>公金受取口座 未登録の方</p>	<p>マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。</p> <p style="text-align: right;">「公金受取口座」の概要及び登録はこちら</p> 
<p>（公金受取口座制度とは）国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。</p>	

東かがわ市住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金(3万円)申請書(請求書)

(12月1日基準日で新たに給付対象となった世帯)



支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)	
東かがわ	市長殿

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 誓約・同意事項

以下の全ての項目を確認し、チェック欄(□)に✓を入れて下さい。※全てに✓が入らないと支給できません。

<input type="checkbox"/>	既に東かがわ市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(3万円)の支給を受けた世帯ではありません。 (他区市町村において同様の要件で支給された低所得世帯への給付金を含む) ※自治体により、給付額が異なる場合があります。
<input type="checkbox"/>	給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無について、市が必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
<input type="checkbox"/>	この申請書は、東かがわ市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
<input type="checkbox"/>	給付金の支給後、本申請書記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

以下のいずれかのチェック欄(□)に✓を入れて下さい。

- 7万円給付金の受取口座
- 上記以外の振込口座を希望 (口座情報を下欄に記入して下さい。)
(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 2. 金 3. 協 4. 信 5. 協 6. 協 7. 信 8. 協 9. 協 10. 協	本支店 本支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東かがわ市福祉課(電話0879-26-1228)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

4. 申請者が属する世帯の状況

令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

・6月1日基準日による低所得者向け給付金(3万円)の受給状況確認が必要です。下記の「低所得者向け給付金受給の有無」について該当欄に☑をお願いします。

※転入された世帯で本市以外で同様の要件で支給された3万円の給付金を受給された方は☑受給としてください。

申請者との続柄	(フリガナ)		個人番号		令和5年6月1日時点の住所		
	氏名	低所得者向け給付金(3万円)受給の有無	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	
本人		<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 受給無	□□□□□□□□	明・大・昭・平・令	年	月	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。</small>
		<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 受給無	□□□□□□□□	明・大・昭・平・令	年	月	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。</small>
		<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 受給無	□□□□□□□□	明・大・昭・平・令	年	月	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。</small>
		<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 受給無	□□□□□□□□	明・大・昭・平・令	年	月	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。</small>
		<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 受給無	□□□□□□□□	明・大・昭・平・令	年	月	<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年6月1日時点の住所を記入してください。</small>

提出書類 提出期限: 令和6年3月29日(当日消印有効)

- ・『東かがわ市住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金(3万円)申請書(請求書)(12月1日基準日で新たに給付対象となった世帯)』(本書)
- ・『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・支給者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。
- ・『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。

本申請書の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

東かがわ市住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金(3万円)申請書(請求書)

(未申請世帯)

受付印

支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)	
東かがわ	市長殿

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 誓約・同意事項 全ての事項を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 東かがわ市住民税課税者の扶養世帯臨時特別給付金(以下「本給付金」という。)の受給要件に該当します。
※本給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
・住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯である。
・令和5年6月1日時点の世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課税されていません。
・世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申請者である者はいません。
・同様の要件の低所得者向け3万円の給付金(※)を本市以外の自治体で受給していません。
※自治体により、給付額が異なる場合あり。
- 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な、前住所地での給付金の受給の有無、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認や資料の提供を、市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- この申請書は、東かがわ市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取扱います。
- 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されません。
- 本給付金の支給後、本申請書記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

以下のいずれかのチェック欄()に✓を入れて下さい。

7万円給付金の受取口座

上記以外の振込口座を希望 (口座情報を下欄に記入して下さい。)

(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東かがわ市福祉課(電話0879-26-1228)にお問い合わせください。

表面も必ずご確認ください

4. 申請者が属する世帯の状況

令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	個人番号		令和5年1月1日時点の住所
			生年月日		
1		本人			<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年1月1日時点の住所を記入してください。</small> ↓
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年1月1日時点の住所を記入してください。</small> ↓
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年1月1日時点の住所を記入してください。</small> ↓
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年1月1日時点の住所を記入してください。</small> ↓
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東かがわ市内 <input type="checkbox"/> 東かがわ市外 <small>「東かがわ市外」の方は、下記欄に令和5年1月1日時点の住所を記入してください。</small> ↓

提出書類 提出期限: 令和6年3月29日(当日消印有効)

- 『東かがわ市住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金(3万円)申請書(請求書)(未申請世帯)』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・支給者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。

本申請書の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名